

児童福祉審議会専門部会(児童福祉施設等の設備及び運営基準について)における審議内容について

1 これまでの経過

○平成 23 年 5 月 2 日

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布、平成 24 年 4 月 1 日施行

- ・ 都道府県等が児童福祉施設等の設備及び運営について条例で基準を規定
- ・ 条例制定に当たり、従うべき基準／標準／参酌すべき基準を別途省令で規定

○平成 23 年 11 月 21 日

第 1 回専門部会（児童福祉施設の設備及び運営基準について）

児童福祉施設（障害児施設を除く。）の設備及び運営の基準に関して、都が定める条例及び規則の内容について審議

○平成 24 年 1 月 5 日

児童福祉審議会第 3 回本委員会

第 1 回専門部会（児童福祉施設の設備及び運営基準について）の審議結果を報告、了承

※障害児施設等については、関係省令公布後、別途開催する専門部会及び本委員会で審議を行うことを了承

○平成 24 年 2 月 3 日

障害児施設等の設備及び運営に関する基準を定める省令の公布

<施設基準>

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正

<指定基準>

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）

○平成 24 年 3 月 27 日

第 2 回専門部会（児童福祉施設等の設備及び運営基準について）

障害児施設等の設備及び運営の基準に関して、都が定める条例及び規則の内容について審議

2 専門部会での審議内容

(1) 審議対象施設等

<障害児通所支援>

福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、
児童発達支援*、放課後等デイサービス*、保育所等訪問支援*

(※指定基準のみ)

<障害児入所支援>

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

*) 福祉型障害児入所施設のうち主として自閉症児、盲児及び肢体不自由のある児童を入所させる施設については、都内で未設置であるが、児童福祉法に規定する児童福祉施設であり、同法との整合性を図る観点から、都条例及び規則においても規定する。

(2) 条例化する際の基準設定の類型

①「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの(人員配置基準、居室床面積基準及び人権に直結する運営基準等)

②「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの(利用定員に関する基準)

③「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの(①及び②以外の設備及び運営に関する基準)

(3) 条例と規則の構成

施設等に必要とされる設備や運営に必要な職 員などの基本的な事項	条例で規定
条例を補完する詳細な事項	規則で規定

- 施設基準については、第一章に総則として児童福祉施設全般に係る事項を規定し、次章以降は、施設種別ごとの章立てとし、設備及び運営に関する基準を規定
- 指定基準については、第一章に総則として指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の全般に係る事項を規定し、次章以降は、施設等種別ごとの章立てとし、人員、設備及び運営に関する基準を規定する予定

(4) 基準案

国基準に基づき規定する。

児童福祉法の改正に伴い、障害児施設等は、従来の障害種別に分かれた施設体系から、通所・入所及び医療の提供の有無により再編された。国では、新たな基準省令において、施設・事業所が円滑に移行できるよう、従来の基準を基本としつつも、障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとしている。このため、障害児施設等については、国の新たな基準省令で示された基準に基づき規定する。

(5) 施設等種別ごとの基準案

【資料4-2】のとおり

(6) 各委員の意見及び審議結果

① 都が定める条例・規則について（人員配置基準）

- 施設入所が適当であるか、在宅で通所支援等を利用するのが適当であるかは、児童の障害の程度だけでなく、家庭の養育基盤にもよる。児童の支援と家庭基盤の支援は相関関係にあり、家庭の支援も重要となる。
- 個別支援計画において、児童の精神的・心理的な発達や障害特性を踏まえた上で、家庭の中でどのように対応していくのかという点も重要になる。今回の国基準と都基準案では、児童の特性を把握する、心理アセスメントや発達検査を行うための職員配置がされていないようである。実際は児童相談所との連携等で対応していると想像される場所であるが、今後、児童の発達の特性を把握した上で、個別支援計画を作成し、親支援も含めたサポートができるような職員配置を期待したい。

② 児童指導員の位置付けについて

児童発達支援管理責任者の配置によって、児童指導員の役割が曖昧になることを懸念している。児童指導員の位置付け及び資格要件を明確にしても

らいたい。

③ 重症心身障害児の施設入所について

重症心身障害児施設への入所待機者はここ数年600名程度で推移している。待機をしている重症心身障害児は在宅で生活している。保護者の負担を考慮して、重症心身障害児施設の定員増に努力してほしい。

④ その他

社会的養護の施設では、国基準の人員配置基準等の変更が平成25年4月1日施行で予定されている。その点も含めて、この専門部会を引き続き開催し積極的に論議し、都として望ましい設備及び運営基準を今後も検討してもらいたい。

《審議結果》

上記の意見交換を経て、専門部会において、事務局が提案した基準案が了承された。

3 今後の予定

- 第4回本委員会での審議結果を踏まえ、都条例及び規則を立案
- 条例・規則の施行については、平成25年4月1日にできるよう、立案作業を進め、東京都議会へ条例案を提出